⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年４月１日付け13水研第65号）第12条第１項及び第13条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」又は「物品の製造契約」の業種「その他」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。

⑶　国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒062―0922 札幌市豊平区中の島２条２丁目４－１　国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所業務推進部業務管理課用度係　石橋　慎吾　電話011―822―2176　ＦＡＸ　011―822―3342

⑵　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①　直接交付　上記３⑴の交付場所にて交付する。

②　宅配便着払いによる交付　任意書式に「乾燥配合飼料入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記３⑴あてＦＡＸ送信すること。

③　メールによる交付　任意書式に「乾燥配合飼料入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記３⑴あてＦＡＸ送信すること。

⑶　入札説明会の日時及び方法　仕様書等に関し質疑がある場合には、平成28年８月３日までに上記３⑴あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

⑷　入札書の受領期限　平成28年８月30日11時（ただし、郵便による入札の場合は、平成28年８月29日17時00分書留郵便によることとし必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所　平成28年８月30日11時　札幌市豊平区中の島２条２丁目４－１　国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所　会議室

４　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要。

⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無。

⑺　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

⑻　詳細は入札説明書による。

５　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

６　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について　詳細は入札説明書による。

７　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatuya Nakatu, Director-General, Institute or Center Hokkaido National Fisheries Research Institute

⑵　Classification of the products to be procured : 1

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Dry Food for Rearing Salmon Type A 12,980 kg

②　Dry Food for Rearing Salmon Type B 105,520 kg

⑷　Delivery period : 19 December 2016

⑸　Delivery place : Hokkaido National Fisheries Research Institute, National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency

①　Shari Field Station

②　Ichani Field Station

③　Nijibetsu Field Station

④　Tokachi Field Station

⑤　Tsurui Field Station

⑥　Tokushibetsu Field Station

⑦　Teshio Field Station

⑧　Chitose Field Station

⑨　Shizunai Field Station

⑩　Yakumo Field Station

⑪　Hokkaido National Fisheries Research Institute

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 12―1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

②　have Grade A, B, C, or D “Sales” in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.

⑺　Time limit for tender : 17 : 00, 29, August 2016

⑻　Contact point for the notice : Shingo Ishibashi, Purchasing Subsection Management Section Project Management Division Hokkaido National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency, 2―2―4―1 Nakanoshima, Toyohiraku, Sapporo-shi, 062―0922, Japan, TEL 011―822―2176

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年７月８日

契約責任者

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

総務部長　坂東　俊明

◎調達機関番号　610　◎所在地番号　11

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量

①　液体クロマトグラフ誘導結合プラズマ質量分析装置　１式

②　誘導結合プラズマ質量分析装置　１式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　①、②　平成29年１月31日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札は上記⑵の物品の納入に要する一切の諸経費を含めた額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。